

地びき網漁業の許可について

令和5年3月22日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第3号で定める地びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 地びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
地びき網漁業	別紙のとおり	4月1日から 12月31日まで	1	土庄中央（甲生）に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月22日～同年3月28日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和5年12月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) ひき揚場については、地元組合の指示を受けること。

(ウ) 他種漁業と協調のうえ操業しなければならない。

点の位置

基点A：保崎から海岸沿い東へ65mのところ

B：保崎から海岸沿い東へ292mのところ

C：男木港北防波堤基部

D：男木島城ヶ鼻西端

E：豊島高岩

F：男木島灯台

G：甲生漁港西防波堤基部

H：甲生漁港西防波堤屈曲部

I：甲生漁港第一防砂堤基部

J：甲生漁港第一防砂堤南側突端

K：豊島小長

点 イ：AからC見通し線上Aから100mのところ

ロ：BからD見通し線上Bから100mのところ

ハ：EからF見通し線上Eから100mのところ

ニ：GからH見通し延長線上Gから100mのところ

ホ：IからJ見通し延長線上Iから100mのところ

ヘ：KからF見通し線上Kから100mのところ

操業区域

Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し100mの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Eハ、Gニの2直線とEG間沖出し100mの只曲線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びIホ、Kへの2直線とIK間沖出し100mの只曲線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

土庄中央漁協 地びき網漁業操業区域図

豊島

